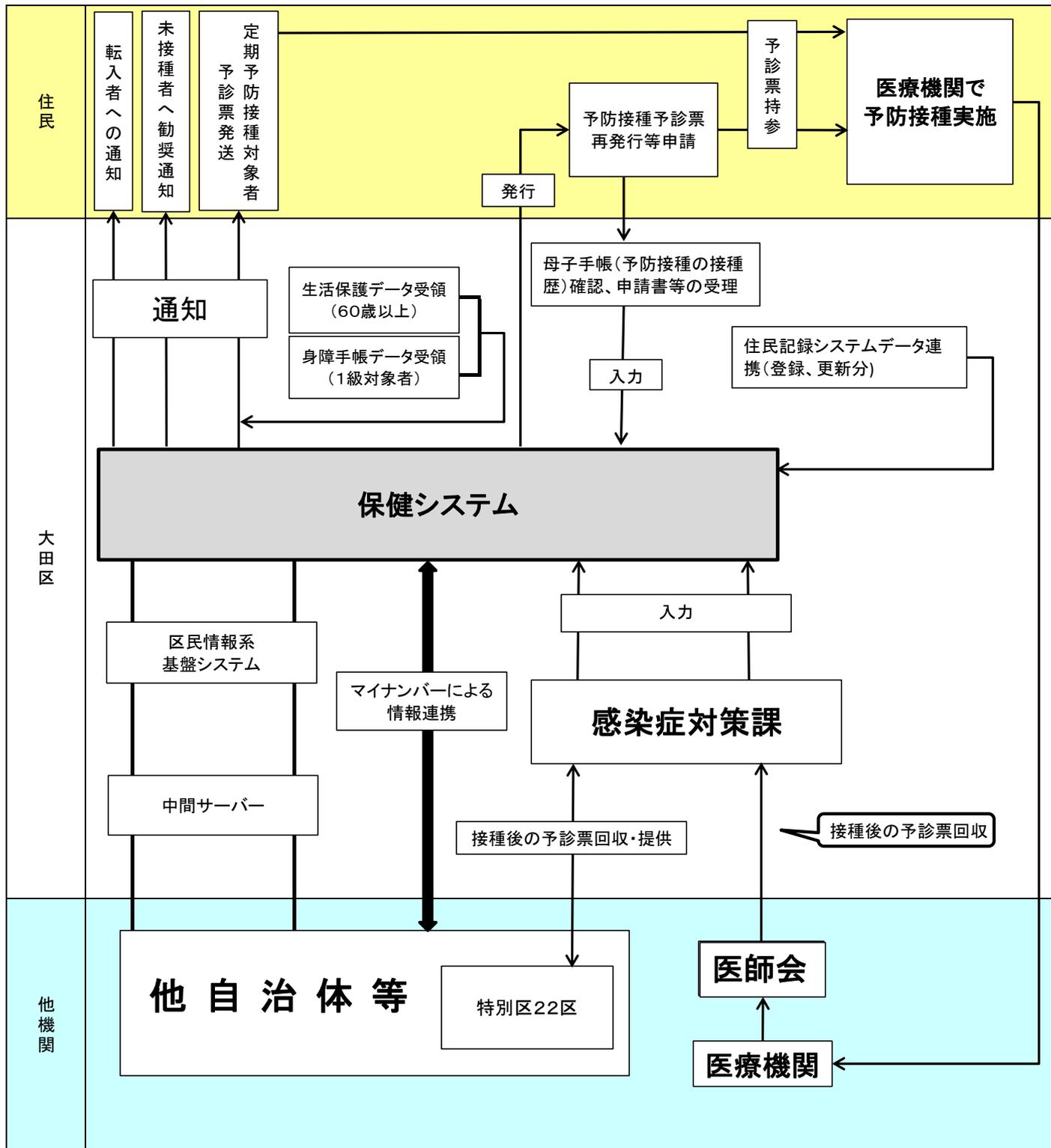


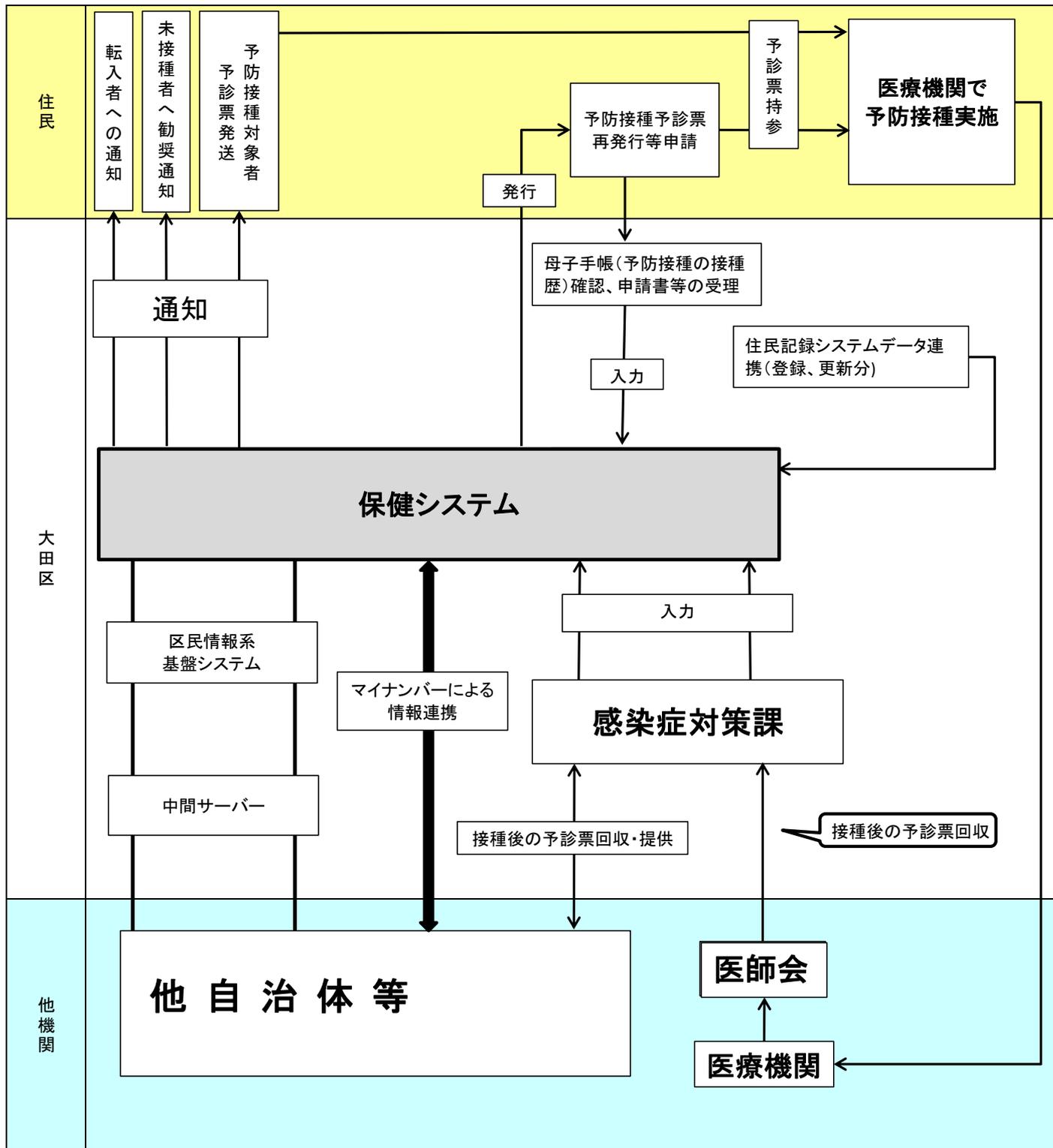
予防接種法に基づく予防接種事務の流れ

- ① 転入者などによる予防接種予診票発行申請受理、確認次第発行
- ② 医療機関、医師会を通して予防接種の接種履歴確認、入力(大田区を除く特別区22区で接種した分は、接種した区から予診票を回収)
- ③ 上記①、②で入力した情報をもとに未接種者勧奨通知送付
- ④ 住民記録の転入者情報をもとに、6歳以下の転入者の方へお知らせを送付



新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく予防接種事務の流れ

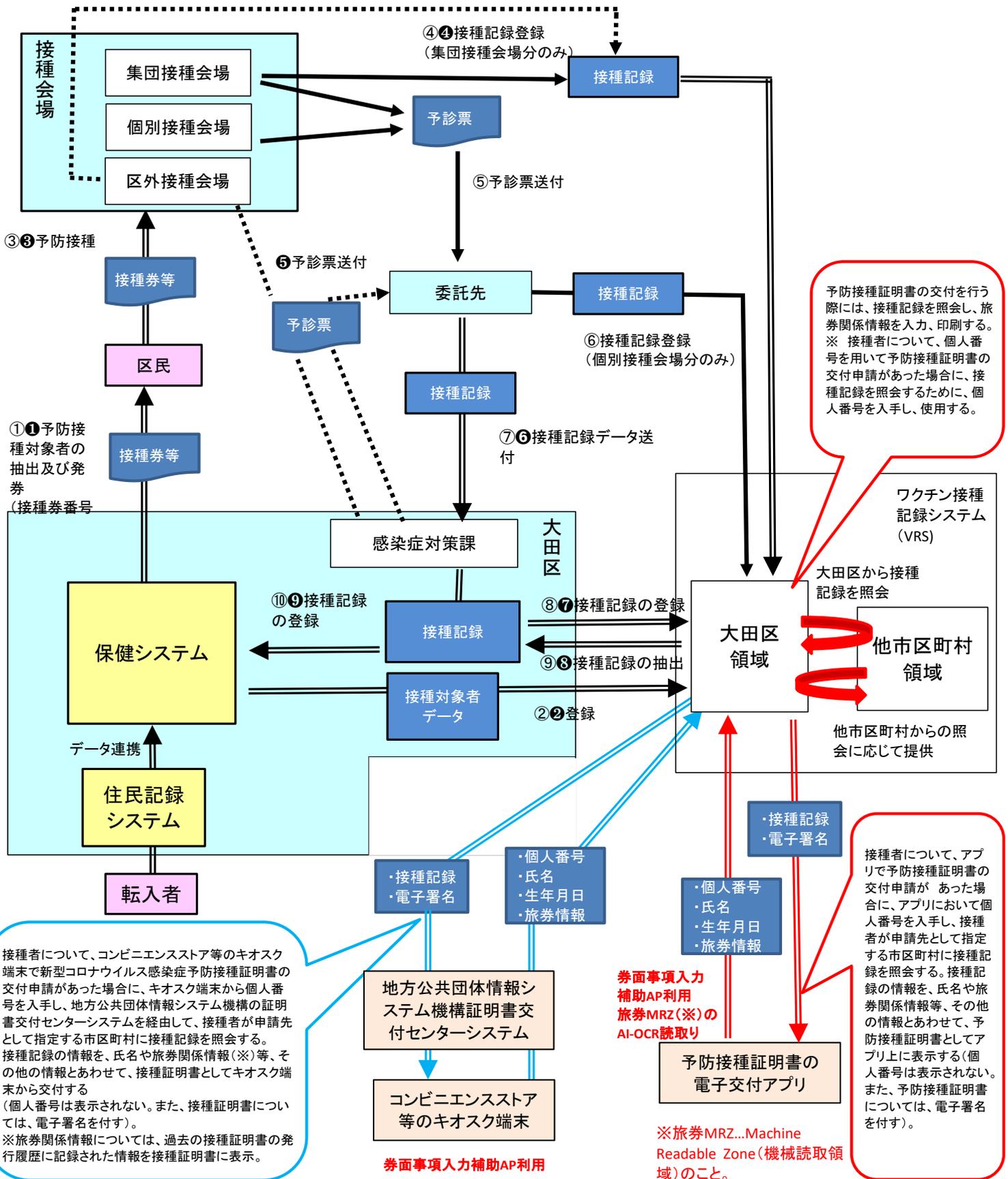
- ① 転入者などによる予防接種予診票発行申請受理、確認次第発行
- ② 医療機関、医師会を通して予防接種の接種歴確認、入力(他自治体等で接種した分は、接種した区から予診票を回収)
- ③ 上記①、②で入力した情報をもとに未接種者勧奨通知送付
- ④ 住民記録の転入者情報をもとに、転入者の方へお知らせを送付



新型コロナウイルス感染症対策に係る事務の流れ(大田区民の接種)

・大田区民の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では接種会場によって事務の流れが異なる。
 区内接種会場における予防接種の流れは①～⑨、区外接種会場における①～③の流れで処理を行う。
 また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下予防接種証明書)の交付を行う際は、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。

- 共通の流れ ⇨
- 大田区民が区内接種会場で予防接種を受けた場合の流れ ⇨
- 大田区民が区外接種会場で予防接種を受けた場合の流れ ⇨



新型コロナウイルス感染症対策に係る事務の流れ(大田区民以外の接種)

・大田区民以外の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の流れは以下1.~5.の通りとなる。

大田区民以外が大田区の接種会場で予防接種を受けた場合の事務の流れ →

